

保護者 様

富山県立魚津高等学校長

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）を提出いただいておりますが、今後は、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を保護者の方が記入・押印の上、学校に提出いただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。治癒報告書の提出にあたっては、下記の事項についてご留意ください。

なお、インフルエンザ以外の学校において予防すべき感染症については、従来どおり、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）の提出をお願いします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません。）

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

<参考> インフルエンザによる出席停止期間の例

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後 2日目に 解熱した 場合	発症		解熱				登校 可能	
例2	発症後 4日目に 解熱した 場合	発症				解熱		登校 可能	

* 「発症した後5日を経過」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日目と数え、その後5日経過することを指します。

* 「解熱した後2日を経過」とは、解熱した日（体温が平熱に戻った日）を0日目と数え、その後2日経過することを指します。